

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(電子印)

第11条 電子計算機を利用して文書を作成する場合において、特に必要があると認められるときは、当該文書に電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印」という。）を出力することにより、公印の押印に代えることができる。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、電子印に用いる公印の種類、寸法、使用する機関及び管守者は、別表第3に定めるとおりとし、そのひな形は、別表第4に定めるとおりとする。

3 情報システムを所管する課（総室・室）の長は、第1項の規定により電子印の使用を開始しようとするときは、総務部長に電子印使用開始承認願（別記第5号様式）を提出して、その承認を受けなければならない。

4 電子印の使用に当たっては、電子印及び電子印を出力した文書の偽造、不正使用等を防止するための措置を講じなければならない。

5 情報システムを所管する課（総室・室）の長は、電子印を使用する必要がなくなったときは、速やかに電子印を消去するとともに、その旨を私学文書課長に届け出なければならない。

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第11条関係）

番号	電子印に用いる公印の種類	寸法 (ミリメートル)	使用する機関	管守者
1	熊本県印	方15	本庁各課（総室・室） 各種委員会 企業局 地方出先機関	私学文書課長
2	熊本県知事印	方27	本庁各課（総室・室） 各種委員会 企業局 地方出先機関	私学文書課長
3	熊本県知事印	方15	本庁各課（総室・室） 各種委員会 企業局 地方出先機関	私学文書課長
4	熊本県出納長印	方24	出納局	私学文書課長
5	熊本県地域振興局長印	方15	地域振興局	私学文書課長
6	熊本県熊本県税事務所長印	方15	熊本県税事務所	私学文書課長
7	熊本県自動車税事務所長印	方15	自動車税事務所	私学文書課長
8	熊本県福祉事務所長印	方21	福祉事務所	私学文書課長
9	熊本県保健所長印	方21	保健所	私学文書課長
10	熊本県福祉総合相談所長印	方21	福祉総合相談所	私学文書課長
11	熊本県児童相談所長印	方21	児童相談所	私学文書課長

別表第4（第11条関係）

1	2	3	4

5
熊 本 県
地 域 振
興 局 長
縦15 横15

6
熊 本 県
熊 本 県 税
事 務 所 長
縦15 横15

7
熊 本 県
自 動 車 税
事 務 所 長
縦15 横15

8
熊 本 県
福 祉 事
務 所 長
縦21 横21

9
熊 本 県
保 健
所 長
縦21 横21

10
熊 本 県
福 祉 総 合
相 談 所 長
縦21 横21

11
熊 本 県
児 童 相
談 所 長
縦21 横21

(備考)

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 公印のひな形の上部に記載する数字は、別表第3の番号に対応するものとする。

別表第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式(第11条関係)

電 子 印 使 用 開 始 承 認 願	
	第 年 月 日 号
総務部長 様	
承認申請者	
熊本県公印規程第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり電子印の使用を開始したいので承認願います。	
記	
使用する電子印	別表第3の番号
電子印に用いる公印の種類	
電子印を使用する情報システムの名称	
電子印の使用開始年月日	
電子印の使用が必要な理由	
電子印及び電子印を出力した文書の偽造、不正使用等を防止するための措置	

附 則
この訓令は、平成16年10月27日から施行する。

登 載 依 頼

熊 本 県 教 育 委 員 会 公 告 第 4 2 号

熊 本 県 教 育 委 員 会 の 会 議 を 次 の と お り 開 催 す る。
平 成 1 6 年 1 0 月 2 7 日

熊 本 県 教 育 委 員 会 委 員 長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成16年11月2日(火)午後1時30分から
- 2 開催場所
熊 本 県 熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 1 8 番 1 号
熊 本 県 庁 行 政 棟 新 館 7 階 教 育 委 員 会 室
- 3 議題(予定)
 - (1) 平成17年度熊本県立特殊教育諸学校高等部等の募集定員について
 - (2) 平成17年度教職員異動方針について
 - (3) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴受付は、会議当日午後1時から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
 - (2) 午後1時20分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後1時20分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊 本 県 熊 本 市 水 前 寺 六 丁 目 1 8 番 1 号
熊 本 県 教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 広 報 課 秘 書 総 務 班
(電話 096-383-1111 内線 6616)

熊 本 県 県 立 高 等 学 校 教 育 整 備 推 進 協 議 会 公 告 第 8 号

第1回熊本県県立高等学校教育整備推進協議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。
平 成 1 6 年 1 0 月 2 7 日

熊 本 県 県 立 高 等 学 校 教 育 整 備 推 進 協 議 会

- 1 日時
平成16年11月5日(金)
午後1時30分から午後4時まで
- 2 場所
熊 本 市 水 前 寺 一 丁 目 3 3 の 1 8
水 前 寺 共 済 会 館 芙 蓉 の 間
- 3 議題(予定)
 - 1 会長・副会長の選任
 - 2 会議の公開・非公開について
 - 3 協議依頼事項について
 - 4 スケジュールについて
 - 5 生徒・保護者等アンケートの実施について
 - 6 その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
会議の傍聴手続は、午後1時から午後1時20分まで会議の会場入口において行い、協議会が認めただうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができます。
ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- 6 問い合わせ先
熊 本 県 県 立 高 等 学 校 教 育 整 備 推 進 協 議 会 事 務 局 (熊 本 県 教 育 庁 高 校 教 育 課)
(電話 096-383-1111 内線 6656)